

○経済産業省告示第百六十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定める。

平成二十四年七月十九日

経済産業大臣 枝野 幸男

【最終改正】令和七年四月九日経済産業省告示第六十二号

輸出貿易管理令第四条第三項第四号の規定に基づき、一時的に入国して出国する者が別表第二の三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げる貨物とする。

- 一 本邦に入国する際に本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して輸入している貨物
- 二 前号に掲げる貨物のほか、次の表の上欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、はく製、加工品その他のこれらの動物又は植物から派生した物であつて、一人当たりの輸出数量がそれぞれ同表の

下欄に掲げる範囲内の貨物（生きているものを除く。）。

貨物の区分	一人当たりの輸出数量の範囲
一 チョウザメ目全種 (Acipenseriformes spp.) のキャビア	1 2 5グラム以下（ワシントン条約決議 1 2. 7 (Rev. CoP 1 4) において規定されたラベルが容器に貼付されているものに限る。）
二 サボテン科全種 (Cactaceae spp.) のレインスティック	3個以下
三 ワニ目全種 (Crocodylia spp.)	4個以下
四 ピンクガイ (Strombus gigas) の殻	3個以下
五 タツノオトシゴ属全種 (Hippocampus spp.)	4個以下
六 シャコガイ科全種 (Tridacnidae spp.) の殻（1つの完全な殻又は2枚で一对となる殻を1個とする。）	3個以下（総重量が3キログラム以下の場合に限る。）

七 アガーウッド (Agar Wood)	木片1キログラム以下及び油24ミリリットル以下並びにビーズ、ロザリオ、ネックレス又はブレスレットを合計した数量が2個以下
八 第一号から前号までに掲げる貨物以外の貨物	4個以下